

第25期

定時株主総会招集ご通知

【開催日時】

2022年6月24日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

【開催場所】

札幌証券取引所 2階 大会議室
札幌市中央区南一条西五丁目14番地1

- ・株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の拡大状況にご留意いただき、本年は健康状態に関わらず、株主総会へのご来場を見合わせていただくことをご検討くださいますようお願いいたします。
- ・株主総会終了後の会社説明会の実施はございません。
- ・本総会においては、お土産のご用意はございません。

【目次】

第25期定時株主総会招集ご通知	1
新型コロナウイルス感染症の 対策に関するお知らせ	3
インターネットによる議決権 行使のご案内 (提供書面)	4
事業報告	5
連結計算書類	22
計算書類	25
監査報告書	28
株主総会参考書類	33

株式会社エコミック

証券コード 3802
2022年6月6日

株 主 各 位

札幌市中央区大通西八丁目1-1
朝日生命札幌大通ビル
株 式 会 社 エ コ ミ ッ ク
代表取締役社長 熊 谷 浩 二

第25期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第25期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月23日（木曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

【書面による議決権の行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権の行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.net-vote.com/>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。（詳細は、4頁をご確認ください。）

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月24日（金曜日）午前10時
2. 場 所 札幌市中央区南一条西五丁目14番地1
札幌証券取引所 2階 大会議室
(会場が前回と異なっておりますので、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第25期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第25期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
 - 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

~~~~~  
◎次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.ecomic.jp>）に掲載しておりますので本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。

- ① 連結計算書類の連結注記表
- ② 計算書類の個別注記表

なお、これらの事項は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類に含まれております。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.ecomic.jp>）に掲載させていただきます。

~~~~~  
会社説明会開催見送りのご案内

本年におきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、定時株主総会終了後の会社説明会の実施を見送ることといたしました。

何卒ご理解のほどお願い申し上げます。

【新型コロナウイルス感染症の対策に関するお知らせ】

新型コロナウイルスの感染拡大を受けまして、株主様の安全を第一に考え、株主総会の運営を以下のとおりとさせていただきます。何卒ご理解、ご協力のほどお願い申し上げます。

- ・株主の皆様には、できるだけ株主総会当日のご来場を見合わせていただき、インターネットによる議決権行使を行っていただくようお願い申し上げます。（インターネット行使の詳細につきましては、4頁をご確認ください。）
- ・株主総会に出席する取締役及び運営スタッフは、検温を含めた体調確認のうえ、マスクを着用して対応させていただきます。
- ・ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声かけをさせていただくことがございますので、あらかじめご了承ください。
- ・ご来場の株主様におかれましては、検温、アルコール消毒液の噴霧及びマスク着用についてご協力をお願いいたします。
- ・株主様同士のお席の間隔を広くとるため、十分な席数が確保できない可能性がございます。
- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.ecomic.jp>) より、発信情報をご確認くださいようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の1日も早い収束を心よりお祈り申し上げますとともに、株主の皆様におかれましてはどうぞご自愛ください。

以 上

【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する下記の議決権行使ウェブサイトにてご利用いただくことが可能です。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

〔 議決権行使ウェブサイトアドレス 〕 <https://www.net-vote.com/>

議決権の行使期限は、2022年6月23日（木曜日）午後5時までとなっておりますので、お早めに行使をお願いいたします。

2. インターネットによる議決権行使方法について

〔 パソコンをご利用の方 〕

上記の議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご入力ください。

〔 スマートフォンをご利用の方 〕

同封の議決権行使書用紙に記載の「スマートフォン用QRコード」を読み取りいただくことにより、「ログインID」及び「パスワード」を入力することなく議決権を行使いただくことができます。

なお、一度議決権を行使された後で行使内容を変更される場合は、上記の議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご入力ください。（QRコードは株式会社デンソーウェアの登録商標です。）

3. 議決権行使のお取扱いについて

(1) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

(2) インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

4. ログインID及びパスワードのお取り扱いについて

(1) 議決権行使書用紙に記載されている「ログインID」及び「パスワード」は、本株主総会に限り有効です。

(2) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。大切にお取り扱いください。

(3) パスワードの再発行をご希望の場合は、後記の専用ダイヤルまでご連絡ください。

5. ご留意事項

(1) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際に発生する費用は、株主様のご負担となります。

(2) 株主様のインターネット利用環境等によっては、ご利用いただけない場合があります。

(3) 議決権行使ウェブサイトは、携帯電話を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

株式会社アイ・アール ジャパン 証券代行業務部

〔専用ダイヤル〕 0120-975-960

〔受付時間〕 午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）

以 上

(提供書面)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行に伴い、度重なる緊急事態宣言の発令や地方自治体によるまん延防止等重点措置により、不要不急の外出自粛が求められたことや、同感染症の変異株が確認されるなど、社会経済活動は非常に厳しい状況となりました。先行きにつきましては、感染対策に万全を期し、経済社会活動が正常化に向かう中で、景気が持ち直していくことが期待されますが、ウクライナ情勢等による不透明感がみられる中で、原材料価格の上昇や金融資本市場の変動、供給面での制約等による下振れリスクに十分注意する必要があります。また、感染症による影響を注視する必要がある状況となっております。

当業界におきましては、この様な経済の先行きが不透明な中、労働環境の変化やSDGsへの取り組み等を背景に、企業の効率化・省力化への動向が続き、事業再構築やBCP（事業継続計画）の手段としてのアウトソーシングニーズは引続き高い状況でありました。

そこで当社グループは、経営方針にある「お客様への価値あるサービスの提供」のもとに、顧客企業に対し給与計算に係る人材、時間等の経営資源をより価値の高い本来業務へ転換していただくことによるコストの削減、顧客企業の生産性向上の観点から、アウトソーシングサービスの提案を行い、あらゆる企業から管理部門のルーティンワークを無くすべく、「バックヤード業務のソリューションプロバイダー」として付加価値の高いサービスの提供を行ってまいりました。

以上の結果、当連結会計年度における経営成績については、売上高は1,755,879千円（前連結会計年度比11.4%増）、営業利益は185,144千円（前連結会計年度比21.9%増）、経常利益は187,295千円（前連結会計年度比36.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は113,281千円（前連結会計年度比11.9%増）となりました。

当社グループはペイロール事業の単一セグメントであるため、事業の種類別セグメント区分を行っておりません。この単一セグメントであるペイロール事業の経営成績は次のとおりであります。

当連結会計年度については、引続き既存顧客との関係強化及び積極的な営業活動に取り組んでまいりました。売上高につきましては、給与計算処理人数が増加したこと及びHRテック（HR Tech）である「簡単年調」を中心とした年末調整処理業務の受注が増加したため1,755,879千円（前連結会計年度比11.4%増）となりました。営業利益につきましては、オペレーション部門強化に伴う労務費増加及び給与

計算システムやコミュニケーションシステム等の設備投資に伴う減価償却費増加があった一方で、作業の標準化や子会社への業務委託等によりコスト削減の取り組みを行ったこと及び年末調整業務に係る外注加工費が減少したことにより営業利益率が10.5%（前連結会計年度比0.9ポイント増）となった結果185,144千円（前連結会計年度比21.9%増）となりました。経常利益につきましては、187,295千円（前連結会計年度比36.6%増）となりました。そして、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては113,281千円（前連結会計年度比11.9%増）となり、過去最高益を更新いたしました。

[事業の種類別売上高]

(単位：千円)

事業区分	売上高	構成比	前連結会計年度比
ペイロール事業	1,755,879	100.0%	11.4%
合計	1,755,879	100.0%	11.4%

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は153,503千円であり、その内訳は主に、有形固定資産では給与計算システムのサーバリプレイス等による工具、器具及び備品55,165千円、無形固定資産では新給与計算システム導入、コミュニケーションシステム導入及び年末調整関連システムの改修等によるソフトウェア96,998千円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において重要な資金調達は行っておりません。

④ 重要な企業再編等の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 22 期 (2019年3月期)	第 23 期 (2020年3月期)	第 24 期 (2021年3月期)	第 25 期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
売上高 (千円)	1,076,100	1,305,905	1,576,766	1,755,879
経常利益 (千円)	102,162	144,337	137,157	187,295
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	76,799	98,276	101,205	113,281
1株当たり当期純利益 (円)	23.93	30.60	27.21	29.89
総資産 (千円)	724,815	909,882	1,113,557	1,346,622
純資産 (千円)	628,154	701,964	1,012,331	1,143,160
1株当たり純資産 (円)	194.98	217.97	268.24	301.03

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 2021年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。第22期(2019年3月期)の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社はキャリアバンク株式会社で、同社は2022年3月31日時点で当社の株式1,640,800株(議決権比率43.2%)を保有いたしております。

当社は親会社との間で、給与計算業務を受託しております。

② 親会社との間の取引に関する事項

イ. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

取引に当たっては、当該取引の必要性、取引条件等に留意し、公正かつ適正に判断しております。

ロ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社の取締役会は、当該取引が第三者との通常の取引に照らし相当であると認められたことから、当社の利益を害しないと判断しております。

③ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	事業内容
栄光情報技術（青島）有限公司	2,000千円	100%	ペイロール事業

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、感染対策に万全を期し、経済社会活動が正常化に向かう中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、景気が持ち直していくことが期待されますが、ウクライナ情勢等による不透明感がみられる中で、原材料価格の上昇や金融資本市場の変動、供給面での制約等による下振れリスクに十分注意する必要があります。また、感染症による影響を注視する必要がある状況となっております。企業は感染拡大防止によるテレワークや時差出勤等を実施しながら、管理部門の機能を止めることなく企業を存続させる必要があります。

このような環境のもと、企業の講ずる合理化策、リスク回避策の一つがアウトソーシングであると思われます。アウトソーシングを活用することにより、管理間接部門のコスト削減が図れると同時に管理部門が本来行うべき業務への集中を図り合理化につなげること、また、テレワークの導入等による働き方の変革やBCP（事業継続計画）対策の手段として、今後もアウトソーシングのニーズはますます高まっていくものと考えております。

このような企業のニーズに対し、当社グループは以下の課題に取り組んでいく必要があると考えております。

① 業務のスピードアップ、成果物の量産

当社グループが行っているペイロール事業は、主に顧客企業の状況に合わせて給与計算を代行することにあります。個々の顧客企業に応じたシステムの構築を行い対応しておりますが、より効率を高め大量処理可能な業務フローを継続的に進化させていく必要があると考えております。

② 業務品質の向上及び情報管理体制の強化

当社グループが行っているペイロール事業では、業務成果物の正確性は、顧客企業が当社グループに業務を委託する際の前提条件と考えております。また、多くの企業は個人情報漏洩対策を重要な課題として認識していることから、当社グループでは顧客企業の信頼確保のために、品質向上の仕組み・体制及び情報管理体制を引続き強化してまいりたいと考えております。

③ 優秀な人材の確保及び育成

昨今のテレワークの導入等による働き方の変革や新型コロナウイルス感染拡大に伴うBCP（事業継続計画）対策の手段として、アウトソーシングを活用する企業が増えております。そのため業務を受け入れる側のアウトソーサーは、業務量の増加に対応できる優秀な人材を確保する必要があります。当社グルー

プでは、国籍・年齢・性別を問わずに優秀な人材の確保・育成に努めるとともに、子会社への業務移管を進めることにより、業務量の増加に対応できる体制を整える必要があると考えております。

④ 災害等に関わるリスクの分散

今後、企業の災害や感染症等リスク回避の手段としてアウトソーシングのニーズが高まることが予想されます。当社グループでは企業のそのようなニーズに応えるため、事務センターを複数拠点設けるなど災害や感染症等に備えてリスクの分散を行っておりますが、今後も更なるリスク対策を強化していく必要があると考えております。

⑤ 営業体制の強化

今後、サービス需要の高まりに合わせて、競合他社の需要取り込みに向けた動きが一層激しさを増すとみられます。特に、数千人から1万人規模の大企業は多くの競合他社がメインターゲットに据えており、グループ会社を含めた業務集約化として導入提案を行う競合他社も増えていることから、受注獲得に向けて競争激化は避けられない状況にあります。そのような中、当社グループでは営業体制の強化や日本国外のマーケットの開拓に取り組んでいく必要があると考えております。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

事業区分	事業内容
ペイロール事業	給与計算受託業務

(6) 主要な事業所 (2022年3月31日現在)

① 当社

本社	札幌市中央区
東京本部	東京都新宿区
大阪営業所	大阪市北区

② 子会社

栄光信息技术(青島)有限公司	中国山東省青島市
----------------	----------

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
ペイロール事業	111名	11名増

(注) 使用人数は就業員数(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー等を含む。)を除いております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
65(90)名	10名増(13名減)	36.8歳	5.0年

(注) 使用人数は就業員数(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、パート社員(1人1日8時間換算)は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2022年4月30日付で、株式会社ビズライト・テクノロジーの発行済株式の90.6%を取得して、同社を子会社化いたしました。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2022年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 8,000,000株
(注) 2021年3月8日開催の取締役会決議に基づき、2021年4月1日付にて実施した株式分割（1株につき2株）に伴う定款の一部変更が行われ、同日付をもって発行可能株式総数は4,000,000株増加し、8,000,000株となっております。
- ② 発行済株式の総数 3,797,600株
(注) 1. 2021年3月8日開催の取締役会決議に基づき、2021年4月1日付にて実施した株式分割（1株につき2株）により、同日付をもって発行済株式の総数は1,886,000株増加しております。
2. 新株予約権の行使及び譲渡制限付株式の発行により、発行済株式総数は25,600株増加しております。
- ③ 株主数 1,845名
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
キャリアバンク株式会社	1,640,800株	43.21%
佐藤良雄	259,200株	6.83%
目時伴雄	159,900株	4.21%
熊谷浩二	154,200株	4.06%
日本社会保険労務士法人	100,000株	2.63%
加藤徹嘉	70,100株	1.85%
中瀬浩一	63,220株	1.66%
SBIビジネス・ソリューションズ株式会社	48,800株	1.29%
牧野哲也	46,100株	1.21%
山鹿時子	30,600株	0.81%

(注) 持株比率は自己株式（60株）を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

当社は、2021年6月25日開催の第24期定時株主総会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。これに基づき、2021年7月20日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として、新株式の発行を決議し、同年8月10日付で取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）3名に対し新株式9,600株の交付を行っております。なお、この譲渡制限付株式は、2022年6月24日までの間、譲渡その他処分をすることができないものとしております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

- ③ その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社員の状況

① 取締役の状況（2022年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	熊谷浩二	栄光信息技术（青島）有限公司 董事長
取締役	荒谷努	管理部長、システム企画室管掌 栄光信息技术（青島）有限公司 董事
取締役	水江司二	営業部長 兼 カスタマーサービス部長、オペレーション部管掌
取締役	西田光志	株式会社W&Bay consulting 代表取締役 株式会社ジィ・シィ企画 社外取締役 アイビシー株式会社 社外取締役
取締役（監査等委員）	井上晋一	井上晋一事務所 代表 株式会社FF 監査役
取締役（監査等委員）	小林董和	
取締役（監査等委員）	荒木俊和	アンサーズ法律事務所 所長 株式会社土屋ホールディングス 社外監査役 一般社団法人北海道M&A協会 代表理事

- (注) 1. 取締役西田光志氏及び取締役（監査等委員）井上晋一氏、小林董和氏並びに荒木俊和氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）井上晋一氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
4. 当社は、社外取締役西田光志氏、井上晋一氏、小林董和氏及び荒木俊和氏を東京証券取引所及び札幌証券取引所のために基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役西田光志氏及び各監査等委員である取締役との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の上限額は法令に規定される最低責任限度額であります。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社子会社の取締役（監査等委員を除く）及び監査等委員である取締役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

当該保険契約により被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補されることとなります。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

④ 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年8月23日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について監査等委員会へ諮問し、同意を受けております。

また、取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、監査等委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び業績連動報酬等並びに非金銭報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、当社の業績、経済情勢、従業員給与の水準、及び企業価値の持続的な向上への貢献度等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

c. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結営業利益率の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給する。目標となる業績指標とその値は、期初に設定し、適宜、環境の変化に応じて見直しを行うものとする。

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式とし、株式報酬の内容、数の算定方法、報酬等を与える時期及び条件については、都度取締役会において決定するものとする。

d. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、基本報酬と同様に役位、職責、当社の業績、経済情勢、従業員給与の水準、及び企業価値の持続的な向上への貢献度等を考慮し取締役会にて検討を行う。取締役会（もしくは「e」の委任を受けた代表取締役社長）は以下の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

基本報酬と業績連動報酬等の割合＝業績連動報酬等は基本報酬（年額）の30%以内

基本報酬と非金銭報酬等の割合＝非金銭報酬等は基本報酬（年額）の30%以内

e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当領域の業績を踏まえた賞与の評価配分とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、監査等委員会に原案を諮問し、監査等委員会の同意を得て決定をしなければならないこととする。なお、株式報酬は監査等委員会の同意を得て、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議する。

ロ. 取締役の報酬等の総額

区 分	報酬等の 総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			支給人員
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭報 酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	59,100 (2,400)	46,200 (2,400)	8,880 (-)	4,020 (-)	4名 (1)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	6,600 (6,600)	6,600 (6,600)	- (-)	- (-)	3 (3)
合 計 （うち社外役員）	65,700 (9,000)	52,800 (9,000)	8,880 (-)	4,020 (-)	7 (4)

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2018年6月26日開催の株主総会において年額100,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名です。また、金銭報酬とは別枠で、2021年6月25日開催の第24期定時株主総会において、株式報酬の額として年額30,000千円以内、株式数の上限を年50,000株以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、3名であります。

3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2018年6月26日開催の株主総会において年額40,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名（うち、社外取締役2名）です。

ハ. 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等にかかる業績指標は連結営業利益率であり、その実績は10.5%であります。当該指標を選択した理由は、当社の生産性を図る指標として適切であり、当社事業の性質上、生産性の維持・向上は重要であると判断したためであります。当社の業績連動報酬等は、各取締役の基本報酬を基準として算定されております。

ニ. 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度中における交付状況は「2. (1)⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

ホ. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長熊谷浩二に対し各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各役員の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に監査等委員会がその妥当性等について確認しております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役西田光志氏は、株式会社W&Bay consultingの代表取締役、株式会社ジィ・シィ企画及びアイビーシー株式会社の社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

社外取締役（監査等委員）井上晋一氏は、井上晋一事務所の代表及び株式会社FFの監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

社外取締役（監査等委員）荒木俊和氏は、アンサーズ法律事務所所長、株式会社土屋ホールディングス社外監査役及び一般社団法人北海道M&A協会代表理事であります。当社は株式会社土屋ホールディングスから年末調整業務等を受託しております。また、他の兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 西田光志	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に出席いたしました。 主にこれまで培ってきた他社での会社経営の経験及び豊富な業務経験と知識を、社外取締役として当社の事業運営に反映していただいております。また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
社外取締役（監査等委員） 井上晋一	当事業年度に開催された取締役会17回のうち15回に、また、監査等委員会17回のうち15回に出席いたしました。 主に公認会計士としての専門的見地から、その高い見識を当社経営の監督に反映していただいております。また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会において、当社の内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。
社外取締役（監査等委員） 小林董和	当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回に、また、監査等委員会17回のうち16回に出席いたしました。 主にこれまで培ってきた他社での会社経営の経験及び豊富な業務経験と知識を、当社の監査等に反映していただいております。また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会において、当社の内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。
社外取締役（監査等委員） 荒木俊和	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に、また、監査等委員会17回のうち17回に出席いたしました。 主に弁護士としての専門的見地から、その高い見識を当社の監査等に反映していただいております。また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 三優監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	12,800千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	12,800千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

2022年3月31日現在、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
イ. 当社及び子会社は、経営方針のひとつにコンプライアンス（法令遵守）及び倫理的行動を掲げており、全役員並びに使用人に対して、研修等を通じて法令遵守や行動規範の周知徹底を図り、「コンプライアンス規程」及び「企業行動規範」に則った企業活動を行う。
ロ. 内部監査部門は、各部門の業務が法令及び定款に基づいて実施されているかどうかを計画的に監査し、社長に報告する。
ハ. 法令違反を早期に発見し、違反状態の早期解消を図るために、使用人が直接情報提供を行う手段として内部通報規程に基づく内部通報制度を確立する。
ニ. 企業活動上求められる法令・規則等の遵守はもとより、社会規範に則した誠実かつ公正で透明性の高い企業活動を遂行することを目的とし、コンプライアンス委員会を設置している。

② 当社及び子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の意思決定又は取締役に対する報告に対しては、「取締役会規程」、「文書取扱規程」、「稟議規程」及び「職務権限規程」の定めるところに従い、取締役会の議事録及び稟議書を作成し、適切に保存・管理する。

③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 「業務分掌規程」及び「職務権限規程」その他の社内規程に従い、各取締役が担当の分掌範囲について責任を持ってリスク管理体制を構築する。リスク管理の観点から重要事項については、取締役会の決議により規程の制定、改廃をする。
ロ. 自社情報、顧客情報及び個人情報各情報の各情報管理の徹底を図るとともに、漏洩対策にも積極的に取り組み、IT技術の進歩に合わせたセキュリティ体制構築を継続して確立する。

④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。また、子会社においては、必要に応じて適宜開催している。
ロ. 取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」、「稟議規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」を制定し、取締役及び使用人の業務の執行が効率的に行われるよう体制を構築しているが、業務効率の更なる向上を目指し、業務の合理化及びIT化を進めていくものとする。

⑤ 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
「子会社管理規程」に基づき、業績及び経営状況に影響を及ぼす重要な事項について、子会社は当社へ定期的に報告し、又は事前協議を行う体制を構築している。

- ロ. その他の当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
親会社の内部監査部門から定期的に内部監査を受けており、法令、定款及び社内規程に合致しているかの監査を受けている。また、子会社に対しては、当社の内部監査部門が定期的に監査を実施している。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査等委員会の職務を補助すべき使用人の設置について、監査等委員会の要請があった場合には、適切な人員を配置する。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
上記の使用人の人事、評価等については、監査等委員会の意見を聴取し、尊重する。また、監査等委員会より要請のある場合、上記の使用人は監査等委員会の指揮・監督のもと、監査等委員会の指示業務を優先して行うものとする。
- ⑧ 当社の監査等委員会への報告に関する体制
- イ. 当社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、及び子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制
当社の取締役及び使用人、子会社の取締役及び使用人等は、必要と判断したときは重要な業務執行に関し、監査等委員会に対して報告を行うとともに、必要に応じて稟議書その他業務遂行に関する帳簿及び書類等の提出や、状況説明をする。
- ロ. その他監査等委員又は監査等委員会への報告に関する体制
監査等委員会は重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、「監査等委員会規則」及び「監査等委員会監査等基準」に基づき次に掲げる業務を行うことができる。
- ・取締役会への出席
 - ・重要な決裁文書の閲覧と確認
 - ・取締役忠実義務違反の監査
 - ・定時監査業務報告書作成、協議
 - ・次期監査方針、計画、業務分担の作成
 - ・計算書類及び附属明細書の検討並びに精査
 - ・監査報告書の作成、提出
 - ・取締役の職務執行が適法性を欠く恐れがないかの確認
- ⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社及び子会社は、監査等委員会に前項の報告を行った者に対して、当該報告を理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

- ⑩ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員による職務の執行に伴う費用の前払い又は償還の請求があった場合には、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、その請求に応じ当社もしくは子会社はすみやかに支出する。
- ⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
イ. 監査等委員会と代表取締役は適宜会合を持ち、監査上の重要課題等について意見を交換し、相互認識を深めるよう努める。
ロ. 監査等委員会は内部監査部門と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査部門に調査を求める。
ハ. 監査等委員会は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見交換及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に意見を求めるものとする。
- ⑫ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、「反社会的勢力に対する基本方針」及び「反社会的勢力への対応に関する規程」を制定して、反社会的勢力との一切の関係を排除するための組織体制その他の対応に関する事項を定めることにより、反社会的勢力との関与、被害を防止するとともに、会社の社会的責任を果たすことを基本的な考え方としている。
- ⑬ 反社会的勢力排除に向けた整備状況
イ. 取引先等の調査を適宜実施し、反社会的勢力との契約を未然に防止している他、取引先等に反社会的勢力の実質的な関与があると認められる場合は、契約を解除できる旨を契約書に明記して、反社会的勢力の排除を徹底している。
ロ. 管轄警察署、全国暴力追放運動推進センター等の外部専門機関との連携を密にして情報入手に努めている。
- ⑭ 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は、財務報告の信頼性を確保するため、「内部統制評価基本規程」をはじめとする関連規程を整備・運用している。また、金融商品取引法の定める内部統制報告書の提出に向け、内部統制の仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要に応じて是正措置を実施する。また、子会社に関しても、当社の体制に準じて運用を行っている。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 内部統制システム全般

当社は内部統制システム全般の整備・運用を当社の監査等委員会及び内部統制担当部署である社長室がモニタリングし、改善を進めております。監査等委員会及び社長室は、内部監査計画に基づき、当社の業務の適正性、法令遵守状況並びにリスク管理に関する業務監査、財務報告に係る内部統制監査等を行っております。

② コンプライアンス

年1回以上コンプライアンスに係る研修を実施しており、当社全役職員のコンプライアンス意識の向上を図っております。また、当社は内部通報規程に基づいて内部通報窓口を設置し、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

③ 取締役会の主な運用状況

取締役会規程に基づいて、定時取締役会は毎月1回以上開催しており、取締役の職務の執行状況、内部統制システムの運用状況、経営リスク等の審議をしております。

④ 監査等委員会の職務の執行

監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会その他重要な会議への出席、重要書類の点検、代表取締役との定期的な意見交換等を行って、取締役の職務の執行状況、内部統制の運用状況等の監査を行っております。

4. 会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

連 結 貸 借 対 照 表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	972,661	流 動 負 債	203,253
現 金 及 び 預 金	824,986	買 掛 金	17,521
売 掛 金	111,342	未 払 金	19,034
そ の 他	36,354	未 払 費 用	83,956
貸 倒 引 当 金	△22	未 払 法 人 税 等	48,474
固 定 資 産	373,961	そ の 他	34,267
有 形 固 定 資 産	79,621	固 定 負 債	209
建 物 附 属 設 備	12,342	繰 延 税 金 負 債	209
工 具 、 器 具 及 び 備 品	67,279	負 債 合 計	203,462
無 形 固 定 資 産	221,604	純 資 産 の 部	
ソ フ ト ウ ェ ア	221,604	科 目	金 額
投資その他の資産	72,734	株 主 資 本	1,111,032
繰 延 税 金 資 産	4,532	資 本 金	360,271
敷 金 及 び 保 証 金	42,529	資 本 剰 余 金	195,247
そ の 他	25,672	利 益 剰 余 金	555,550
資 産 合 計	1,346,622	自 己 株 式	△36
		その他の包括利益累計額	32,127
		為 替 換 算 調 整 勘 定	32,127
		純 資 産 合 計	1,143,160
		負 債 純 資 産 合 計	1,346,622

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		1,755,879
売 上 原 価		1,213,881
売 上 総 利 益		541,997
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		356,853
営 業 利 益		185,144
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	599	
受 取 補 償 金	1,132	
受 取 手 数 料	1,610	
助 成 金 収 入	1,658	
そ の 他	201	5,201
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	303	
為 替 差 損	2,746	3,050
経 常 利 益		187,295
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		187,295
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	69,247	
法 人 税 等 調 整 額	4,766	74,013
当 期 純 利 益		113,281
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		113,281

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	354,241	189,217	464,900	△36	1,008,323
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	6,030	6,030			12,060
剰 余 金 の 配 当			△22,631		△22,631
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			113,281		113,281
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					-
当 期 変 動 額 合 計	6,030	6,030	90,649	-	102,709
当 期 末 残 高	360,271	195,247	555,550	△36	1,111,032

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	為 替 換 算 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	3,465	3,465	543	1,012,331
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行				12,060
剰 余 金 の 配 当				△22,631
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				113,281
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	28,662	28,662	△543	28,118
当 期 変 動 額 合 計	28,662	28,662	△543	130,828
当 期 末 残 高	32,127	32,127	-	1,143,160

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	766,191	流動負債	219,762
現金及び預金	625,150	買掛金	34,642
売掛金	111,342	未払金	20,056
前払費用	23,238	未払費用	82,796
その他	6,482	未払法人税等	48,474
貸倒引当金	△22	預り金	2,539
固定資産	419,487	前受金	4,189
有形固定資産	74,345	その他	27,063
建物附属設備	8,891	負債合計	219,762
工具、器具及び備品	65,453	純 資 産 の 部	
無形固定資産	220,140	科 目	金 額
ソフトウェア	220,140	株主資本	965,916
投資その他の資産	125,001	資本金	360,271
関係会社株式	34,068	資本剰余金	195,247
出資金	10	資本準備金	195,247
繰延税金資産	24,522	利益剰余金	410,433
敷金及び保証金	40,737	利益準備金	272
長期前払費用	25,662	その他利益剰余金	410,161
その他	0	繰越利益剰余金	410,161
資産合計	1,185,679	自己株式	△36
		純資産合計	965,916
		負債純資産合計	1,185,679

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		1,755,879
売 上 原 価		1,336,032
売 上 総 利 益		419,846
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		328,523
営 業 利 益		91,322
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	4	
受 取 配 当 金	40,333	
そ の 他	3,681	44,019
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	303	303
経 常 利 益		135,038
税 引 前 当 期 純 利 益		135,038
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	58,428	
法 人 税 等 調 整 額	△15,237	43,191
当 期 純 利 益		91,847

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
	資 本 金	資 本 剩 余 金		利 益 剩 余 金					
		資 本 金 準 備	資 本 剩 余 金 合 計	利 益 剩 余 金 準 備	そ の 他 利 益 剩 余 金 繰 越 利 益 剩 余 金	利 益 剩 余 金 合 計			
当 期 首 残 高	354,241	189,217	189,217	272	340,945	341,218	△36	884,640	
当 期 変 動 額									
新 株 の 発 行	6,030	6,030	6,030					12,060	
剩 余 金 の 配 当					△22,631	△22,631		△22,631	
当 期 純 利 益					91,847	91,847		91,847	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								—	
当 期 変 動 額 合 計	6,030	6,030	6,030	—	69,215	69,215	—	81,275	
当 期 末 残 高	360,271	195,247	195,247	272	410,161	410,433	△36	965,916	

	新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
当 期 首 残 高	543	885,184
当 期 変 動 額		
新 株 の 発 行		12,060
剩 余 金 の 配 当		△22,631
当 期 純 利 益		91,847
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△543	△543
当 期 変 動 額 合 計	△543	80,732
当 期 末 残 高	—	965,916

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

株式会社エコミック
取締役会 御中

三優監査法人

札幌事務所

指定社員

業務執行社員

公認会計士 宇野 公之

指定社員

業務執行社員

公認会計士 岡島 信平

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エコミックの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エコミック及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

株式会社エコミック
取締役会 御中

三優監査法人
札幌事務所

指定社員
業務執行社員

公認会計士 宇野 公之

指定社員
業務執行社員

公認会計士 岡島 信平

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エコミックの2021年4月1日から2022年3月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第25期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月23日

株式会社エコミック 監査等委員会

監査等委員 井上 晋一 ㊟

監査等委員 小林 董和 ㊟

監査等委員 荒木 俊和 ㊟

(注) 監査等委員井上晋一、小林董和及び荒木俊和は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり第25期の期末配当をいたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金6円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は22,785,240円となります。
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月27日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（2019年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第14条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第14条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u></p> <p>第14条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主（実質株主を含む。以下同じ。）に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>（ 削 除 ）</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第14条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p>
(新 設)	<p>(附則)</p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p><u>第3条</u> 定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び定款第14条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</p> <p>3. 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了になります。

つきましては、取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふり 氏 (生年月日)	がな 名 (重要な兼職の状況)	略歴、当社における地位、担当	所有する当社 株式の数
1	くま 熊 (1971年4月10日生)	が い こ う じ 二 浩	1995年4月 株式会社さくら銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 2004年2月 当社入社 管理部長 当社 取締役管理部長 2004年6月 当社 代表取締役社長（現任） 2013年5月 栄光情報技術（青島）有限公司 董事長（現任）	154,200株
(取締役候補者とした理由) 当社の代表取締役社長及び当社子会社の栄光情報技術（青島）有限公司の董事長として長年に亘りグループ全体の経営の指揮を執り、企業価値の向上に貢献しております。その実績、能力及び当社の属する業界における長い経験と企業経営者としての豊富な経験とともに人格、見識とも優れていることから、引続き取締役候補者いたしました。				
2	あら 荒 (1974年2月1日生)	や 谷 つとむ 努	1996年4月 セントラル自動車株式会社（現トヨタ自動車東日本株式会社）入社 2001年11月 京セラタイコム株式会社（現京セラ株式会社）入社 2004年4月 当社入社 2008年6月 当社 管理部管理課長 2012年4月 当社 執行役員管理部長 2013年5月 栄光情報技術（青島）有限公司 董事（現任） 2013年6月 当社 取締役管理部長 2020年6月 当社 取締役管理部長、システム企画室管掌（現任）	19,300株
(取締役候補者とした理由) 当社の管理部門の責任者として、経営及び経理財務の豊富な経験と幅広い見識を有し、長年当社の取締役を務めております。企業価値の更なる向上を推進するために適切な人材であると判断したため、引続き取締役候補者いたしました。				

候補者 番号	ふり 氏 (生年月日)	がな 名 (重 要な 兼 職 の 状 況)	略歴、当社における地位、担当 (重 要な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 株式の数
3	みず 水 え 江 しょう 司 じ 二 (1960年9月22日生)		1984年4月 株式会社西武情報センター（現株式会社セゾン情報システムズ）入社 2003年4月 同社 Bulas事業部長 2009年4月 同社 BPO事業部長 2011年5月 株式会社HRプロデュース（現株式会社IDデータセンターマネジメント）取締役 2012年6月 株式会社セゾン情報システムズ 取締役 2016年10月 株式会社無限 取締役副社長 2017年6月 当社 社外取締役 2018年6月 当社 取締役第1ペイロール部長 2022年4月 当社 取締役営業部長 兼 オペレーション部長、セットアップ部管掌、品質管理部管掌（現任）	2,400株
(取締役候補者とした理由) 株式会社セゾン情報システムズのBPO事業において豊富な経験を有しており、当社グループの属する業界に精通しております。企業価値の更なる向上を推進するために適切な人材であると判断したため、引続き取締役候補者いたしました。				
4	にし 西 だ 田 みつ 光 し 志 (1951年9月29日生)		1977年4月 株式会社東洋情報システム（現TIS株式会社）入社 2001年6月 同社 取締役 2008年4月 クオリカ株式会社 代表取締役社長 2013年4月 TIS株式会社 代表取締役副社長 2018年9月 株式会社W&Bay consulting 代表取締役（現任） 2020年6月 当社 社外取締役（現任） 2020年9月 株式会社ジィ・シィ企画 社外取締役（現任） 2021年12月 アイピーシー株式会社 社外取締役（現任）	—
(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) これまで培ってきた他社での会社経営の経験及び豊富な業務経験と知識を、社外取締役として当社の事業運営に反映していただくことを期待して、社外取締役として適任と判断いたしました。				

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 西田光志氏は、社外取締役候補者であります。
3. 西田光志氏は、現在、当社の社外取締役であります。同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
4. 当社は、西田光志氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役

を含む被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害などの場合を除く）。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

6. 当社は、西田光志氏を東京証券取引所及び札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引続き独立役員とする予定であります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
1	いの うえ しん いち 井 上 晋 一 (1962年5月15日生)	1987年4月 三菱電機株式会社入社 2006年4月 中小企業診断士登録 2006年10月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所 2010年4月 公認会計士登録 2012年4月 井上晋一事務所代表（現任） 2017年6月 当社 社外監査役 2018年6月 当社 社外取締役[監査等委員]（現任） 2019年5月 株式会社FF監査役（現任）	—
<p>(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)</p> <p>公認会計士であり会計に関し豊富な知識を有しています。これまで取締役会等の重要会議において積極的に発言しており、引続き、専門の見地と高い見識を経営の監督に反映していただけることを期待して、監査等委員である社外取締役として適任と判断いたしました。</p>			
2	こ ばやし ただ かず 小 林 董 和 (1946年1月31日生)	1969年4月 北海道庁 入庁 1998年6月 同庁 総合企画部経済企画室長 2001年6月 株式会社苫東 代表取締役社長 2003年6月 北海道庁 経済部長 2005年5月 株式会社つうけんアクト 取締役副社長 2007年6月 株式会社つうけん 顧問 当社 社外監査役 2008年3月 つうけんビジネス株式会社 代表取締役社長 2018年6月 当社 社外取締役[監査等委員]（現任）	1,700株
<p>(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)</p> <p>これまで培ってきた他社での会社経営の経験及び豊富な業務経験と知識を、社外取締役として当社の監査等に反映していただくことを期待して、監査等委員である社外取締役として適任と判断いたしました。</p>			

候補者 番号	ふり 氏 (生年月日) がな 名	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
3	あら 荒 き 木 とし 俊 かず 和 (1982年11月1日生)	2009年12月 弁護士登録 2010年1月 森・濱田松本法律事務所入所 2012年10月 札幌みずなら法律事務所（現みずなら法律事務所）入所 2014年7月 アンサーズ法律事務所設立 所長（現任） 2014年9月 株式会社つなぐ相続アドバイザーズ 取締役 2019年1月 株式会社土屋ホールディングス 社外監査役（現任） 2019年7月 一般社団法人北海道M&A協会 代表理事（現任） 2020年6月 当社 社外取締役[監査等委員]（現任）	—
（社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要） 弁護士としての専門的な知識と幅広い経験を有しており、それらを当社の監査等委員である社外取締役として当社の監査等に活かしていただけることを期待して、監査等委員である社外取締役として適任と判断いたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 井上晋一氏、小林董和氏及び荒木俊和氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、井上晋一氏、小林董和氏及び荒木俊和氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定される最低責任限度額としており、各氏の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。
4. 井上晋一氏及び小林董和氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。両氏の在任期間は、本総会終了の時をもって4年となります。なお、両氏は、過去に当社の業務執行者でない役員（監査役）であったことがあります。
5. 荒木俊和氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。在任期間は、本総会終了の時をもって2年となります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社の監査等委員である取締役を含む被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害などの場合を除く）。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 当社は、井上晋一氏、小林董和氏及び荒木俊和氏を東京証券取引所及び札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、各氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

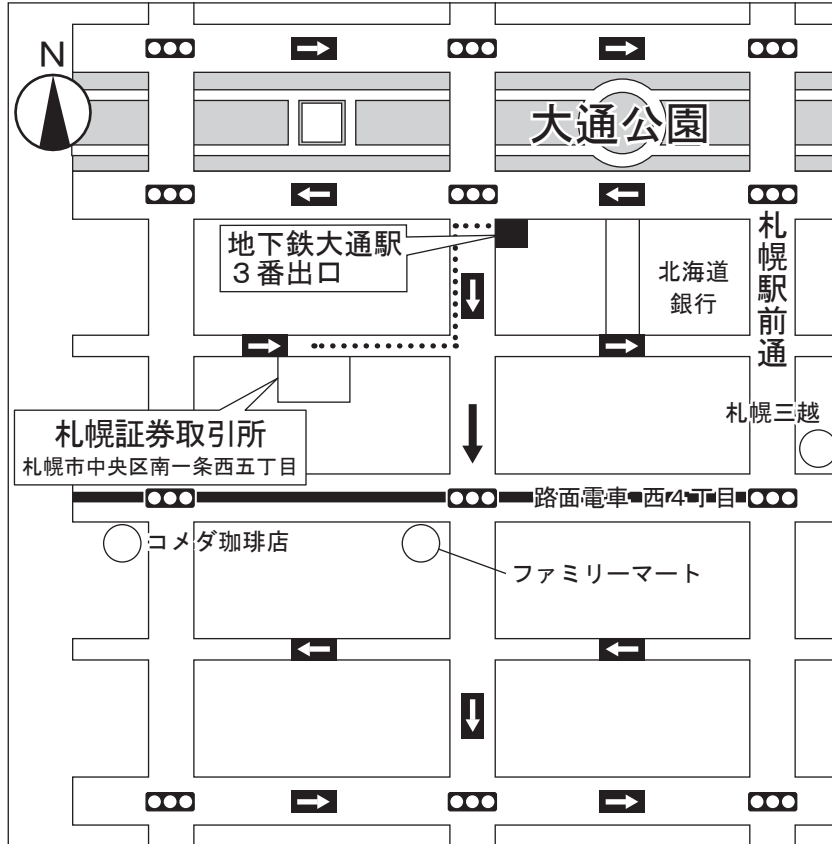
以 上

メモ

メモ

株主総会会場ご案内図

会場：札幌市中央区南一条西五丁目14番地 1
札幌証券取引所 2階 大会議室



[交通機関]

地下鉄「大通」駅から…3番出口より徒歩約1分